

教育記者室、県警記者クラブへも同時に資料提供しています。

令和7年7月11日（金）
県 総務学事課総務グループ
関根（内線 2411、087-832-3073）
県教育委員会事務局 総務課
山下（内線 5217、087-832-3735）
県警察本部 警務課
三宅（内線 2611、087-833-0110）

香川県が使用するNHK受信可能機器に係る契約状況について

全国の自治体で、公用車に設置のカーナビ等に係るNHK放送受信料未払いに関する報道がされていることを受け、県、県教育委員会及び県警察で使用するNHK受信可能機器を対象に契約状況を調査した結果、12 台の機器について、新たな受信契約が必要であることが判明しました。

1 調査結果の概要

	県（教育委員会を含む）		県警察	
	受信契約が必要な機器数	最長未契約期間	受信契約が必要な機器数	最長未契約期間
カーナビ	2台	11か月	5台	10年2か月
テレビ	3台	13年9か月	0台	—
携帯電話	2台	3年11か月	0台	—
計	7台		5台	

2 未契約受信料

県・県教育委員会 371,780円

県警察 521,070円

3 発生原因

- ・毎年実施しているテレビの設置台数調査時に報告漏れがあった。
- ・テレビ機能付きカーナビや携帯電話のワンセグ対応機種について、テレビ機能を使用していないため、受信契約が必要である認識が不足していた。

4 今後の対応

未契約の機器について、NHKと受信契約を締結し、支払手続を進めています。

今後、全所属に対し、①NHK受信可能機器は受信契約が必要であること、②現在使用している機器については、テレビ視聴の必要性も含めて各所属で検討の上、テレビ視聴できない機器へ変更するなど、適切に対応することを注意喚起してまいります。